○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係規定の適切な運用について（通達乙）

（令和８年６月２日　刑企発第189号）

（概要）

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和７年法律第39号）については、令和７年５月23日に公布され、改正法附則第１条第３号に掲げる規定（電磁的記録を提供させる強制処分に係る規定、特定電子移転財産権の没収の裁判の執行及び没収保全に関する規定等）が令和８年５月21日に施行されたところであるが、その関係規定の運用方法や留意事項等について定めたもの。